

# 身体拘束適正化検討委員会設置規程

## 1. 設置の目的

介護保険制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される高齢者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。高齢者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

## 2. 委員会の検討、調整事項

- (1)生活状態の把握と分析に関すること。
- (2)代替的な方法の検討に関すること。
- (3)緊急やむを得ない場合の対応に関すること。
- (4)身体拘束を必要としない状態の実現に関すること。
- (5)施設設備・生活環境の整備に関すること。

## 3. 委員会の構成

委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

- (1)施設長
- (2)介護支援課長
  - ・介護支援専門員、生活相談員・看護職員
  - ・介護職員（主任・副主任・ユニットリーダー）
- (3)その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

## 4. 委員会の議長

- (1) 委員会の議長は、施設長が行う。
- (2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

## 5. 委員会の開催

委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- (1) 定例委員会は、原則 3 か月毎に開催するものとする。
- (2) 臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

## 6. 委員会の庶務

委員会の庶務は、介護支援専門員が行う。

## 7. その他

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、施設長が別に定める。

## (附則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。